

青森県報

号外第三十九号

令和二年
三月三十日
(月曜日)

目次

告 示

○公平委員会の事務の受託……………(人事委員会事務局) ……一

人事委員会

○人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……二

○人事委員会規則六一一九(任期付職員の採用等)の一部を改正する規則……………(同) ……二

○人事委員会規則七一〇(給料等の支給)等の一部を改正する規則……………(同) ……二

○人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………(同) ……四

○人事委員会規則七一二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………(同) ……四

○人事委員会規則七一三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………(同) ……五

○人事委員会規則七一五一(へき手当等)の一部を改正する規則……………(同) ……五

○人事委員会規則七一六〇(福祉業務手当)の一部を改正する規則……………(同) ……五

○人事委員会規則七一六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(同) ……五

○人事委員会規則七一八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部

を改正する規則……………(同) ……六

○人事委員会規則七一八三(衛生検査手当)及び人事委員会規則七一七(公害等調査手当)の一部を改正する規則……………(同) ……六

○人事委員会規則一二一六(職員の退職管理に関する規則)の一部を改正する規則……………(同) ……七

○人事委員会規則一三一九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則……………(同) ……七

告 示

青森県告示第二百七十二号

県は、田子高原広域事務組合から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

田子高原広域事務組合と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、田子高原広域事務組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)
第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)
第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、令和二年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第三十三条及び第三十六条の規定により」を削る。

第三十三条中「第十七条の二」を「第十七条の二第一項」に改め、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号中「法第六条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第四条又は第五条の規定により任期を定めて採用しようとする職

第四十三条第一項中「職への採用」の下に「及び法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の採用」を加え、同項第一号ア中「第四号及び第五号の」を「第三十三号第四号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる」に改め、同号ウ中「第九号」を「第三十三号第十号」に改め、同条第三項第二号中「第三十三号第一項第四号」を「第三十三号第四号」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則六一一九（任期付職員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則六一一九（任期付職員の採用等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六一一九（任期付職員の採用等）の一部を次のように改正する。第一条中「第四条第三項」を「第七条第三項」に、「第六条」を「第十一条」に改める。

第二条の見出し中「任期を定めた」を「条例第二条の規定による」に改める。

第三条第一号及び第二号中「条例第二条各項の規定により」を削る。

第四条中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第五条中「第四条第五項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七一〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則

人事委員会規則七一〇（給料等の支給）等の一部を次のように改正する。

（人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号及び第十二条第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

（人事委員会規則七一〇四（通勤手当）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七一〇四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第八条の三中「準用する場合を含む。」の下に「若しくは第二十四条又は任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）第九条第二項」を加える。

（人事委員会規則七一〇六（農林漁業普及指導手当）の一部改正）

第三条 人事委員会規則七一〇六（農林漁業普及指導手当）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第四条中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員」に改め、「育児短時間勤務職員等」の下に「及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により任期を定めて採用された職員」を、「含む。」の下に「若しくは第二十三条又は任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）第十条」を加える。

（人事委員会規則七一三三（義務教育等教員特別手当）の一部改正）

第四条 人事委員会規則七一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に、「及び同法」を、「同法」に改め、「している職員」の下に「及び同法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により任期を定めて採用された職員」を、「含む。」の下に「若しくは第二十三条又は任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）第十条」を加える。

（人事委員会規則七一六二（管理職員特別勤務手当）の一部改正）

第五条 人事委員会規則七一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第二条第一項第二号中「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

（人事委員会規則七一七九（再任用短時間勤務職員等の給料月額）の端数計算）の一部改正）

第六条 人事委員会規則七一七九（再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）の一部を次のように改正する。

第一号中「第四条の二」の下に「又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。）第二十四条若しくは任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号。以下「任

期付職員条例」という。）第九条第二項の規定により読み替えられた給与条例第四条第三項、第四項若しくは第六項」を加え、第二号中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。）を「育児休業条例」に、「第五条第三項若しくは第四項」を「第五条第五項若しくは第六項」に、「任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）第四条第二項若しくは第三項」を「任期付職員条例第七条第三項若しくは第四項」に改める。

（人事委員会規則七一九二（退職手当の支給等）の一部改正）

第七条 人事委員会規則七一九二（退職手当の支給等）の一部を次のように改正する。

別表イの表第二号区分の項第三号中「以後適用されている」を「から令和二年三月三十一日までの間に適用されていた」に、「以後の」を「以後令和二年三月以前

の」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 令和二年四月一日以後適用されている任期付職員の採用等に関する条例（他の条例等において準用する場合を含む。以下「令和二年四月以後の任期付職員条例」という。）第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの

別表イの表第四号区分の項第四号中「以後」の下に「令和二年三月以前」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 令和二年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの

別表イの表第五号区分の項第八号中「以後」の下に「令和二年三月以前」を加え、同項中第九号を第一〇号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 令和二年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの

別表イの表第六号区分の項第一〇号中「以後」の下に「令和二年三月以前」を加え、同項中第一一号を第一二号とし、第一〇号の次に次の一号を加える。

一一 令和二年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの

別表イの表第七号区分の項第一一号中「以後」の下に「令和二年三月以前」を加え、同項中第一二号を第一三号とし、第一一号の次に次の一号を加える。

一二 令和二年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けて

いた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの
別表イの表第八号区分の項第二号中「以後」の下に「令和二年三月以前」を加え、同項中第一三号を第一四号とし、第二二号の次に次の一号を加える。

一三 令和二年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの

(人事委員会規則一三〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則)

第八条 人事委員会規則一三〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「含む。」の下に「若しくは第二十三条又は任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号。以下「任期付職員条例」という。)第十条」を加える。

第六条の十五第二項第二号中「含む。」の下に「若しくは第二十四条又は任期付職員条例第九条第二項」を加え、「給与条例第十三条第二項」を「同条第二項」に改める。

第八条各号列記以外の部分中「含む。」の下に「若しくは第二十三条又は任期付職員条例第十条」を加え、同条第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第二号中「含む。」の下に「若しくは第二十三条又は任期付職員条例第十条」を加える。

第八条の二第二項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第二号中「第四項第二号において同じ。」の下に「又は育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、同条第四項第二号中「再任用職員」の下に「並びに育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

第八条の三、第十条及び第十二条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同号(4)中「一日につき二千七百円」を「一日につき、次に掲げる指導業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同(4)に次のように加える。

ア 児童に対する指導業務 千八百円

イ 生徒に対する指導業務 二千七百円

第二条第四号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一〇(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

人事委員会規則七一〇(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一〇(警察職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第十五項中「会計課」を「施設課」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一の警察職給料表級別基準職務表中「3 困難な業務を行う係長の職務」を

「3 困難な業務を行う係長の職務

に、「4 警察署の困難な業務を行う課長の職務」を

「4 警察署の困難な業務を行う課長の職務」を

5 困難な業務を行う専門官の職務

に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布す

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。
別表第一の中学校の表中

「第一中学校

○五四 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一

千歳中学校

○二一の一 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一

を

「第一中学校」上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六〇（福祉業務手当）の一部を改正する規則をここに公布す

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―六〇（福祉業務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六〇（福祉業務手当）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「又は第二号」を「第二号又は第五号」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員」を
「同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員及び同法第十八条第一項の
規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員並びに地方公共団体の一般職の
任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により任
期を定めて採用された職員」に改め、「第十七条（育児休業条例第二十二條におい
て準用する場合を含む。）」の下に「若しくは第二十三條又は任期付職員の採用等に
関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）第十條」を加える。

別表第一知事の事務部局の項中「エネルギー総合対策局長」を「エネルギー総合対
医師確保対策監」

策局長」に、「本庁理事」を「本庁次長」を「本庁部長」に、「本庁部長」に、
水産局長」を「水産局長」に、

「地域県民局地域整備部長（区分六類のものを除く。）」を「地域県民局地域整備部
八戸工科学院長」

長（区分六類のものを除く。）に、「本庁室長」を「本庁室長」に、「東
地

青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所長
域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所長（職務の級行政職給料表七級のものに
限る。）を「東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所長」に、

「十和田
田舎館

食肉衛生検査所長
食肉衛生検査所長」を「十和田食肉衛生検査所長」に、「障害者職業訓練校長」を

「八戸工科学院長」に、「青い森鉄道専門監」を「青い森鉄道専門監」に、「東京事務
IT専門監」を「IT専門監」に、「青い森鉄道専門監」を「青い森鉄道専門監」に、
国保広域化推進監」を「国保広域化推進監」に、
危機管理対策監」を「危機管理対策監」に、
美術館

所次長
学院副院長」を「東京事務所次長」に、「地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生
長特別補佐」

所長（区分六類のものを除く。）を「地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長
東青地域県民局地域農林水産部青森地方水産

業改良普及所長（区分六類のものを除く。）に、「地域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所
長（区分六類のものを除く。）を「地域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所

長」に、「上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所長」を「上北地域県民局地
田舎館食肉衛生検

域整備部むつ小川原港管理所長」に、「むつ高等技術専門校長」を「むつ高等技術専
障害者職業訓練

査所長」に、「生涯職業能力開発推進監」を「生涯職業能力開発推進監」に、「東青
門校長」を「生涯職業能力開発推進監」を「生涯職業能力開発推進監」に、

校長」に、「生涯職業能力開発推進監」を「生涯職業能力開発推進監」に、「東青
八戸工科学院副院長」に、「東青

地域県民局地域農林水産部青森地方水産業改良普及所長」を「上北地域県民局地域農
林水産部八戸水産事務所長」を「上北地域県民局地域農

林水産部むつ水産事務所長」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第三条第二号及び第三号並びに第五条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時
間勤務職員等」に改める。

第五条の四第一項第二号中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第六条第二項第九号及び第十二条第二項第十四号中「第二十条」を「第二十条の二
又は第二十条の三」に改め、「で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様でない者の
当該職員」を削る。

別表第一任期付職員条例第四条第一項の給料表の項中「第四条第一項」を「第七条
第一項」に、「第四条第三項」を「第七条第四項」に改め、同表の備考第一項中「第
四條第一項」を「第七條第一項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）第六条第二項第九号
及び第十二条第二項第十四号の規定は、この規則の施行の日以後の職員として在職
した期間について適用し、同日前の職員として在職した期間については、なお従前
の例による。

人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）及び人事委員会規則七―一一七（公害等
調査手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―八三(衛生検査手当)及び人事委員会規則七―一七(公害等調査手当)の一部を改正する規則

(人事委員会規則七―八三(衛生検査手当)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七―八三(衛生検査手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び環境保健センター又は原子力センターに勤務する者のうち研究職給料表の適用を受ける者」を削る。

(人事委員会規則七―一七(公害等調査手当)の一部改正)

第二条 人事委員会規則七―一七(公害等調査手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(研究職給料表の適用を受ける者に限る。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―八三(衛生検査手当)及び人事委員会規則七―一七(公害等調査手当)の規定は、令和二年二月十八日から適用する。

人事委員会規則二―一六(職員の退職管理に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則二―一六(職員の退職管理に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則二―一六(職員の退職管理に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「医師確保対策監、」及び「水産局長」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三―一九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則一三―一九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三―一九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条」を「第二十六条」に改める。

第二条中「第二条第三号イ(3)」を「第二条第四号イ(3)」に改める。

第四条第三号中「第二十条」を「第二十条の二又は第二十条の三」に改め、「(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を削る。

第七条中「第二十三条第二号ロ」を「第二十六条第二号ロ」に改める。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の人事委員会規則一三―一九(職員の育児休業等に関する規則)第四条第三号の規定は、この規則の施行の日以後の職員として在職した期間について適用し、同日前の職員として在職した期間については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭